

令和6年度

# 障害福祉施設の原油価格・物価高騰等緊急対策投資促進事業補助金

[省エネルギー設備等導入支援事業] [ICT設備等導入支援事業]

◇物価高騰等に直面する障害福祉施設の運営費を抑制するため、省エネルギー設備やICT設備等の導入費用を補助します。

## 1. 事業概要

### 申請受付期間

【郵送のみ】令和6年3月21日（木）～5月20日（月） [必着・厳守]

### 対象事業等

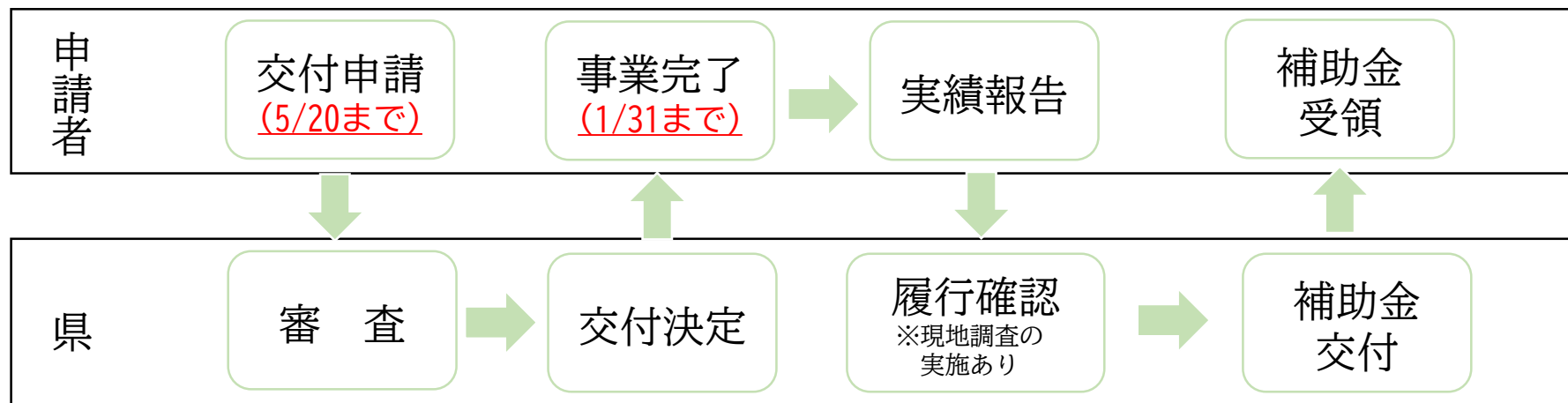
	省エネルギー設備等導入支援事業	ICT設備等導入支援事業
対 象 者	県内の障害福祉サービス事業所等（通所系，短期入所，入所・居住系）を運営する法人	県内の障害福祉サービス事業所等（通所系，短期入所，入所・居住系，訪問系，相談系）を運営する法人
対象事業	省エネルギー設備等の導入に要する委託料，工事費，備品購入費 等 <u>※本年度は見込の消費エネルギー削減率が6か月で1割以上を計画するものが対象となります。</u>	ICT設備等の導入に要する報償費，旅費，役務費，委託料，使用料及び賃借料，工事費，備品購入費 等
想 定	高効率空調機器，高効率給湯器，高効率照明機器，自家消費型太陽光発電設備（蓄電池併用含む）等	タブレット端末等ハードウェア，ソフトウェア，介護支援ロボット，専門家派遣費用 等
補 助 率	10 / 10	
補助上限	1法人当たり10,000千円 (1施設・事業所当たり10,000千円)	1法人当たり4,000千円 (1施設・事業所当たり1,000千円)

## 2. 令和5年度からの変更点

令和5年度との変更点は下記のとおりです。

令和5年度	令和6年度
<b>●交付対象について</b>	
<ul style="list-style-type: none"><li>◆省エネルギー設備等導入支援事業<ul style="list-style-type: none"><li>・<u>交付申請時点で、補助事業実施前の消費エネルギー量と実施後の見込み消費エネルギー量を比較し、6か月で1割以上の削減を行う計画を本補助事業の対象とする。</u></li></ul></li><li>◆ICT設備等導入支援事業<ul style="list-style-type: none"><li>・<u>交付申請時点で、宮城県内において対象サービス種別に掲げる事業を行う障害福祉施設を本補助事業の対象とする。</u></li></ul></li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>◆省エネルギー設備等導入支援事業<ul style="list-style-type: none"><li>・<u>交付申請時点で、補助事業実施前の消費エネルギー量と実施後の見込み消費エネルギー量を比較し、6か月で1割以上の削減を行う計画を本補助事業の対象とする。</u></li></ul></li><li>◆ICT設備等導入支援事業<ul style="list-style-type: none"><li>・<u>交付申請時点で、宮城県内において対象サービス種別に掲げる事業を行う障害福祉施設を本補助事業の対象とする。</u></li></ul></li></ul>
<b>●省エネルギー設備等導入支援事業の申請条件について</b>	
<ul style="list-style-type: none"><li>・<u>令和4年10月1日時点で事業所の指定を受けているもの。</u></li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・<u>令和5年10月1日時点で事業所の指定を受けているもの。</u></li></ul>

### 3. 事業スケジュール



### 4. 採択方法

過去の補助実績や省エネルギー効果（省エネルギー設備等導入支援事業）、労働時間削減効果等（ICT設備等導入支援事業）を踏まえ、事業計画について総合的に評価を行い、予算の範囲内で採択事業者を決定します。

### 5. 申請にあたって

- 申請書は受付期間中に1部を郵送により提出し、1部を申請者控えとしてください。
- 申請は申請者本人が行ってください。
- 令和7年1月末までに事業完了（支払い含む）することが条件となります。

【問い合わせ先・書類提出先】

宮城県保健福祉部障害福祉課 施設支援班 省エネ・ICT補助金担当

（〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町3丁目8-1）

電話：022-211-2544

E-mail：syoufuku-syouene\_ict@pref.miyagi.lg.jp